

## 第 104 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 53 回 食品添加物部会 (CCFA) 仮議題
4-(2)	第 53 回 食品添加物部会 (CCFA) 主な検討課題
5-(1)	第 16 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 仮議題
5-(2)	第 16 回 食品汚染物質部会 (CCCF) 主な検討課題

## 第104回コーデックス連絡協議会

日時：令和5年3月16日（木）

13:00～14:30

場所：AP東京丸の内EFGルーム

（ハイブリッド開催）

### 議 事 次 第

#### 1. コーデックス委員会の活動状況

今後の活動について

- ・ 第53回食品添加物部会 (CCFA)
- ・ 第16回食品汚染物質部会 (CCCF)

#### 2. その他

## コーデックス連絡協議会委員

令和4年6月11日現在

(敬称略 50音順)

- あきやま ひろし  
 樺山 浩 星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
- ありた よしこ  
 有田 芳子 主婦連合会 常任幹事
- くまがい ひ と み  
 熊谷 日登美 日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
- こばやし ゆう  
 小林 優 全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
- すがぬま おさむ  
 菅沼 修 国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
- たかはし ゆうこ  
 高橋 裕子 一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
- つじやま やよい  
 辻山 弥生 公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
- つる み かずひこ  
 鶴身 和彦 公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
- と べ よりこ  
 戸部 依子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会会員
- ひろた ひろこ  
 廣田 浩子 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
- ほその ひでかず  
 細野 秀和 サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部品質保証推進部 専任部長
- まつむら まさひこ  
 松村 雅彦 一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
- もりた ま き  
 森田 満樹 一般社団法人 Food Communication Compass 代表
- やまぐち りゅうじ  
 山口 隆司 一般財団法人 食品産業センター 海外室長
- わだ まさひろ  
 和田 政裕 城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第104回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和5年3月16日(木)13:00~14:30

AP 東京丸の内 EFG ルーム

厚生労働省 野田室長○  
消費者庁 清水課長○  
消費者庁 依田審議官○  
消費者庁 蟹江室長○  
辻山 委員(司会)○  
農林水産省 古田室長○

事務局等

有田委員○  
菅沼委員○  
細野委員○



○説明者  
○松村委員  
○森田委員  
○山口委員

モニター

ウェブ参加委員

○穠山委員	○高橋委員
○熊谷委員	○和田委員
○鶴身委員	

## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 53 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA)

日時：物理的作業部会 2023 年 3 月 24 日 (金)、3 月 25 日 (土)

本会合 3 月 27 日 (月) ～ 3 月 31 日 (金)

開催地：香港

### 仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 並びに第 92 回及び第 95 回会合 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
3(b)	第 92 回及び第 95 回 JECFA 会議からそれぞれ提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合: 整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品分類 01.0～03.0 及びその下位分類における着色料に関する食品添加物条項 (注釈 161 に関連する着色料の条項の採択を含む)
5(b)	食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告
5(c)	食品添加物の一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2021/55-FA への回答)
5(d)	注釈 161 に関連しない既採択のすべての甘味料の添加物条項に関する状況報告書
5(f)	食品中のオルトフェニルフェノール (INS231) 及びオルトフェニルフェノールナトリウム (INS232) の商業的使用に関する情報 (CL 2021/83-FA への回答)
6	食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2021/81-FA に対する回答)
討議文書	

8	GSFA 食品分類及び FoodEx2 データベースのマッピングに関する討議文書
9	FC 01.1.1 “流動食用牛乳（プレーン）”におけるクエン酸三ナトリウムの使用に関する食品添加物条項についての討議文書
10	ワイン製造における特定の食品添加物の使用に関する討議文書
その他	
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

## 第 53 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2023 年 3 月 27 日 (月) ～ 3 月 31 日 (金)

場所：香港

### 主要議題の検討内容

#### 仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

(経緯)

コーデックス総会 (CAC)、コーデックス執行委員会 (CCEXEC)、コーデックス油脂部会 (CCFO)、コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) から付託された事項及び前回会合で今後検討するとしてした事項について検討する。

(対処方針)

適宜対処したい。

#### 仮議題 3(a). FAO/WHO 並びに第 92 回及び第 95 回会合 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項

(経緯)

第 92 回 JECFA 会合 (2021 年 6 月) 及び第 95 回 JECFA 会合 (2022 年 6 月) の結果について、事務局から報告がなされる予定である。第 92 回 JECFA 会合では、2 つの食品添加物及び 4 種類の加工助剤について、第 95 回 JECFA 会合では、9 種類の加工助剤及び 1 種類の香料群について安全性評価が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が記載されている。

また、第 52 回 CCFA では JECFA が許容一日摂取量 (ADI) を” not specified” と評価し、仕様書が作成された食品添加物は Table 3 の添加物条項の案を Step 3 として含めることに合意している。第 92 回 JECFA が評価したリボフラビン類について、以下の検討を行うこととなった。

- ・ リボフラビン類を GSFA 表 3 に Step 3 として含めることについて
- ・ *Ashbya gossypii* 由来のリボフラビンを、リボフラビン類のグループに含めることの妥当性について
- ・ 既に GSFA の表 1、表 2 にある添加物条項 (最大濃度、注釈等) について

(対処方針)

JECFA 事務局からの報告を聴取の上、適宜対処したい。また、リボフラビン類を GSFA 表 3 に含めることを支持し、既に GSFA の表 1、表 2 にある添加物条項の検討につい

ては GSFA の電子作業部会で検討することを支持する立場で、適宜対応したい。

### 仮議題 3(b). 第 92 回及び第 95 回 JECFA 会議からそれぞれ提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案

(経緯)

第 92 回 JECFA 会合 (2021 年 6 月) の結果について、事務局から報告がなされる予定である。第 92 回会合では、5 種類の食品添加物の新たな規格が策定された。その他規格の改定等の議論が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が記載されている。また、個別の安全性評価以外の食品添加物に関する一般的な議論についても CCFA に報告される予定である。

(対処方針)

JECFA 事務局からの報告を聴取し、適宜対応したい。特に、日本から JECFA に評価を依頼した添加物については、規格が受け入れられるよう対応したい。

### 仮議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

(経緯)

コーデックス手続きマニュアルに従い、個別食品規格における全ての食品添加物 (加工助剤を含む) の条項は CCFA の承認を受ける必要がある。

今回合合では、各部会から送付された規格案における食品添加物条項案について承認に係る検討や情報提供が要請されている。

- ・ 第 22 回コーデックス生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) (REP22/FFV)  
※「タマネギ及びエシャロットの規格」、「ベリーフルーツの規格」、「生鮮フルーツの規格」
- ・ 第 24 回アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) (REP22/AFRICA)  
※「乾燥肉の地域規格」
- ・ 第 6 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) (REP22/SCH)  
※「トウガラシとパプリカの規格」、「カルダモンの規格」、「果実に分類されるスパイスの規格」
- ・ 第 22 回アジア地域調整部会 (CCASIA) (REP23/ASIA)  
※「バチルス属 (Bacillus species) を使って発酵させた大豆製品」、「植物の葉で包んだ調理米 (cooked rice wrapped in plant leaves)」
- ・ 第 22 回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) (REP23/LAC)  
※「クラントロ・コヨーテの地域規格」(CXS 304R-2011)、「ルクマの地域規格」(CXS 305R-2011)

(対処方針)

個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFA で承認されるよう適宜対処したい。

#### **仮議題 4(b). 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合:整合に関する電子作業部会報告**

(経緯)

GSFA を食品添加物に関して唯一参照すべき規格とするため、CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組みを進めている。

第 52 回会合では、乳及び乳製品に関する 9 つの個別食品規格、油脂に関する 6 つの個別食品規格、香辛料・料理用ハーブに関する 3 つの個別食品規格について、食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合が完了した。また、「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」を情報文書としてコーデックスウェブサイトに掲載し、個別食品部会へ情報提供すること等について合意された。

第 52 回会合において、第 53 回会合に向けて電子作業部会で a)～f) について検討することで合意した。

- a) 2020 年に 2 回コメント要請をした 9 つの乳及び乳製品の規格の整合について、3 回目のコメント要請を行うこと  
※「粉乳及び粉末クリームに関するコーデックス規格 (CXS 207-1999)」、「発酵乳の規格 (CXS 243-2003)」、「乳脂肪スプレッドの規格 (CXS 253-2006)」、「モッツァレラの規格 (CXS 262-2006)」、「無糖練乳の規格 (CXS 281-1971)」、「脱脂加糖練乳 (CXS 282-1971)」、「クリーム及び調整クリームの規格 (CXS 288-1976)」、「食用カゼイン製品に関するコーデックス規格 (CXS 290-1995)」、「デイリーパーミエイトパウダーの規格 (CXS 331-2017)」
- b) GSFA の表 3 への注釈の追加について、作成及び実行に関する課題の調査を、コーデックス事務局との協力のもとに行うこと
- c) 「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」を踏まえて、手続きマニュアルにおける情報が将来の相違を防止するのに十分か、改訂が必要か
- d) コーデックス加工果実・野菜部会 (CCPFV) の以下の 3 つの規格案の食品添加物条項について、承認に関するバーチャル作業部会の検討において特定された技術的問題の解消を図ること  
※「マンゴーチャツネの規格」、「コチュジャンの規格」、「チリソースの規格」
- e) CCNFSDU の以下の 6 つの規格及び治療食 (RUTF; Ready to Use Therapeutic Foods) のガイドラインの整合  
※「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981)」、「ベビーフード缶詰の規格 (CXS 73-1981)」、「シリアルベースの乳幼児用加工食品の規格 (CXS

- 74-1981)」、「フォローアップミルクの規格 (CXS 156-1987)」、「体重のコントロールを目的とした食品の組成の規格 (CXS 181-1991)」、「減量を目的とした低熱量食品の組成の規格 (CXS 203-1995)」、治療食のガイドライン
- f) CCAFRICA 及び欧州地域調整部会 (CCEURO) の地域規格の整合  
※「シアバター地域規格 (CXS 325R-2017)」、「アンズタケ (chanterelles) の地域規格 (CXS 40R-1981)」
- g) 今回合会で、電子作業部会の検討結果を踏まえ、議論が行われる予定である。

(対処方針)

- a)～b)、d)～f)について、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項が整合されるよう適宜対処したい。
- c)について、ガイドラインを踏まえ、手続きマニュアルが適切な内容となるよう適宜対処したい

#### 仮議題 5 (a). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品分類 01.0～03.0 及びその下位分類における着色料に関する食品添加物条項 (注釈 161 に関連する着色料の条項の採択を含む)

(経緯)<sup>12</sup>

2020 年の電子作業部会において行われた作業について、第 52 回会合において時間がなくて議論できなかったため、今回合会にて議論される。

各国から提供された技術的正当性の情報等に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

#### 仮議題 5 (b). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告

(経緯)<sup>3</sup>

GSFA に関する電子作業部会において検討された各事項の議論の背景、電子作業部会からのコメント及び勧告が附属書 1～5 に記載されている。各附属書の内容は以下のとおり。

##### 附属書 1. カロテノイドおよび関連添加物のレビュー

<sup>1</sup> 第 52 回 CCFA 対処方針 (第 96 回コーデックス連絡協議会資料 21 ページ  
([https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki\\_jun/codex/attach/pdf/96-3.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/96-3.pdf))

<sup>2</sup> 第 52 回 CCFA 報告 第 97 回コーデックス連絡協議会資料 67 ページ  
([https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki\\_jun/codex/attach/pdf/97-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/97-1.pdf))

<sup>3</sup> 第 52 回 CCFA 報告 (第 97 回コーデックス連絡協議会資料 45 ページ)

(経緯)

JECFAは、第87回会合において、(1)  $\beta$ -アポ-8'-カロテナール(INS 160e)及び $\beta$ -アポ-8'-カロテン酸エチルエステル(INS 160f)、(2) 合成 $\beta$ -カロテン(INS 160a(i))及び*Blakeslea trispora*由来の $\beta$ -カロテン(INS 160a(iii))に適用されている2つのグループADI(0-5 mg/kg 体重)を取り下げ、INS 160eに0-0.3 mg/kg 体重のADIを設定した。JECFAによる評価を踏まえ、第52回会合において、第53回会合に向けた電子作業部会で、GSFAの「カロテノイド類」から $\beta$ -アポ-8'-カロテナール(INS 160e)、 $\beta$ -アポ-8'-カロテン酸エチルエステル(INS 160f)を除き、 $\beta$ -カロテン高含有*Dunaliella salina*抽出物(INS 160a(iv))を含めること、INS 160eの個別の条項を検討することに合意した。

今回合合で、各国から提供された食品添加物の使用実態及び技術的正当性の情報、意見等に基づき、議論を行う予定である。

(対処方針)

電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

#### 附属書2. コーデックス加工果実・野菜部会 (CCPFV) 報告書

(経緯)

第52回会合において、CCPFVからCCFAに対して、食品分類04.1.2.6(果実を主原料とするスプレッド(チャツネ等。ただし、ジャム・ゼリー・マーマレードを除く))における酒石酸塩(INS 334, 335(ii), 337)や食品分類04.1.2.2(乾燥果実)におけるpH調整剤の使用の技術的正当性等の情報提供が行われたこと、また、CCPFVにおいて、食品分類14.1.2(果実ジュース及び野菜ジュース)・食品分類14.1.3(果実ネクター及び野菜ネクター)における乳化剤・安定剤・増粘剤の使用については結論が得られず、これらの”non-juice food additive ingredients”を含むジュース・ネクターの適切な食品分類を明確にすることが求められたこと等を受けて、第53回会合に向けた電子作業部会においてこれらのCCPFVの回答を検討することに合意した。

今回合合で、各国から提出された食品添加物の使用実態及び技術的正当性の情報、意見等に基づき、議論を行う予定である。

(対処方針)

電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

#### 附属書3. GSFAの7つのグループ食品添加物に関する規定に関連する注釈への提言

(経緯)

GSFA では JECFA によりグループ ADI を設定されているものは食品添加物グループとして規格が策定される。第 52 回会合において、コーデックス事務局から 7 つの食品添加物グループの注釈について修正が必要として更新案が提示されたことから、これについて第 53 回会合に向けた電子作業部会において検討することに合意した。今回で、電子作業部会の報告に基づき、議論を行う予定である。

(対処方針)

グループ食品添加物の条項へ適切な注釈が付けられるよう適宜対処したい。

#### 附属書 4. 甘味料に関する規定の採択、草案、提案に関する議論

(経緯)

第 52 回会合において、第 53 回会合に向けた電子作業部会において、アスパルテーム (INS 951) ・アセスルファミウム (INS 950) ・アスパルテーム - アセスルファミウム塩 (INS 962) の注釈、食品分類 14.1.5 (コーヒー、コーヒー代用品、茶、ハーブティー、及びココアを除くその他の穀物及び穀粒ホットドリンク) の甘味料のうちポリオール類の条項、注釈 161 に関する水平アプローチが適用される食品分類の規格策定プロセスにある甘味料の条項、食品分類 05.1.1 (ココアミックス (粉末) 及びココアマス/ケーキ)、07.1 (パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス)、12.2 (ハーブ、香辛料、香味料及び調味料 (即席めん用の香味料等)) の注釈 161 のついた条項等について検討することに合意した。

今回で、各国から提出された食品添加物の使用実態及び技術的正当性の情報、意見等に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

#### 附属書 5. FC 01.1.2 のアルギン酸プロピレングリコール (INS 405) に関する GSFA の規定案、および CX/FA 21/52/8 の結果、段階的プロセスに入った規定

(経緯)

第 52 回会合において、最大濃度や技術的正当性について合意に達しなかった食品分類 01.1.2 (その他液状乳 (プレーン)) におけるアルギン酸プロピレングリコール (INS 405) の条項、GSFA の規格策定プロセスに含めることに合意した条項について、第 53 回会合に向けた電子作業部会において検討することに合意した。

今回で、各国から提出された食品添加物の使用実態及び技術的正当性の情報、意見等に基づき、議論を行う予定である。

(対処方針)

各国から提供された食品添加物の使用実態及び技術的正当性の情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。なお、関係業界より、本附属書で議論される食品への食品添加物の使用実態は無いとの報告を受けている。

#### **仮議題 5(c). 食品添加物の一般規格 (GSFA) :食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2021/55-FA への回答)**

(経緯)

食品添加物条項の新規/改訂の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について、GSFA 規格策定プロセスに含めるか検討を行う予定である。

今回合合では、各国からの提案に基づき、コーデックス手続きマニュアルの「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討を行い、妥当であれば GSFA の規格策定プロセスに含める予定である。

(対処方針)

規格の新規提案に必要な情報が揃っているものについては、規格の新規/改訂の提案を行うことを支持する立場で適宜対処したい。

#### **仮議題 5(d). 注釈 161 に関連しない既採択のすべての甘味料の添加物条項に関する状況報告書**

(経緯)<sup>4</sup>

前回合合において、注釈 161 の置き換えに関する水平アプローチについて、注釈 161 が付いていない採択済みの甘味料の条項に対する検討を行っておらず、GSFA の甘味料の条項の間で不整合が生じ、甘味料の使用に関する一貫した情報の提供ができなくなるため、注釈 161 が付いていない採択済みの甘味料の条項への水平アプローチの適用を検討することについて議論された。

その結果、本件については電子作業部会ではなく、コーデックス事務局が事務的な作業として実施することとなった。

(対処方針)

- ・議論の対象となっている添加物条項は過去に注釈 161 なしで採択されたものである。注釈 161 の代替となる注釈の必要性を明確にするべきとの立場で適宜対処したい。

<sup>4</sup> 第 52 回 CCFA 報告 (第 97 回コーデックス連絡協議会資料 64 ページ)

- ・注釈 161 なしで採択された甘味料について注釈 477 もしくは 478 を提案することが既定なのであれば、提案の適切性について適宜対処したい。

## 仮議題 5(e). 硝酸塩及び亜硝酸塩に関するデータの入手可能性に関する一般的情報 (CL 2021/82-FA への返信)

(経緯)

第 51 回会合において、EWG が作成した硝酸塩 (INS251, 252) 及び亜硝酸塩 (INS249, 250) の使用に関する討議資料を検討した。

その結果、EWG のデータ要請はかなり狭い範囲であり、限られたデータしか入手できなかったこと、CCFA が決定を下すために、より包括的な下記情報を提供する必要性があることを認識した。

- ・ 硝酸塩及び亜硝酸塩の発生データ及び／又は食事からの曝露量
- ・ 食品中の硝酸塩および亜硝酸塩の自然発生および汚染レベル、ならびに添加物としての使用に起因する硝酸塩および亜硝酸塩のレベルについての調査
- ・ 各国から以下の情報が提出された。
- ・ ブラジルは、野菜と牛乳中の硝酸塩と亜硝酸塩の自然発生に関する公表文献からのデータ及び添加物としての使用から発生する肉製品中の硝酸塩と亜硝酸塩のレベルに関するモニタリングデータの提出が可能である。
- ・ コスタリカは、これらの添加物が使用されている加工肉製品に対して行なわれているサーベイランス作業の一環として、コスタリカは硝酸塩と亜硝酸塩の使用から生じるレベルの履歴を記載し資料を提出できる。
- ・ さらに、コスタリカ国民の加工肉製品 (ソーセージ) の平均消費量は、一人当たり年間 7.8 kg と推定される。
- ・ EU は、前回のサーキュラーレター (CL 2019/49-FA) に対する回答を、CX/FA 21/52/103 に収めている。

さらに、前回の回答以降、亜硝酸塩と硝酸塩の摂取に関連するリスクに関するフランスの食品・環境・労働安全衛生庁の新しい意見など、いくつかの新しい関連データを入手した。この意見は、特に食品添加物として使用される硝酸塩／亜硝酸塩のフランス国民の暴露レベル、飲料水や植物の消費による暴露を対象としている。意見書は英語で、詳細な報告書はフランス語で入手可能である。住民の暴露に関する部分は、報告書の 141-146 ページに掲載されている。

他 インドネシア、ペルー、韓国、サウジアラビアより情報あり。

(対処方針)

我が国からは過去に実施した調査の結果を提供している。

CX/FA 21/52/10 において、マーケットバスケット法 (1999 年 (硝酸塩及び亜硝酸塩)、2003 年 (硝酸塩)) により推定される全ての食品群からの硝酸塩及び／又は亜硝酸塩の摂取量集計データを提出している。

必要に応じて我が国のデータの保有状況を提供し、適宜対処したい。

**仮議題 5(f)．食品中のオルトフェニルフェノール (INS231) 及びオルトフェニルフェノールナトリウム (INS232) の商業的使用に関する情報 (CL 2021/83-FA への回答)**  
(経緯)<sup>5</sup>

第 52 回会合では、コーデックス事務局に対し、JECFA の再評価のための優先リストに含めるか、GSFA から削除するかなど、さらなる決定を行うために、保存料としてのオルトフェニルフェノール (INS231) とオルトフェニルナトリウム (INS232) の食品への商業的使用に関する情報を収集し今回会合で検討するよう配布を求めることに合意された。

第 52 回会合はさらに、オルトフェニルフェノール (INS231) とオルトフェニルフェノールナトリウム (INS232) を JECFA 優先リストに保持することに合意した。

EU とサウジアラビアからコメントが提出された。

(対処方針)

適宜対処したい。

日本において、オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウムについては、かんきつ類の表皮に散布又は塗布等することにより防かび剤（防ばい剤）として用いられる食品添加物の取り扱いである。

なお、手続きマニュアル (p. 24) において、農薬とは、保管や輸送中の劣化から商品を守るために収穫前または収穫後の作物に適用される物質も含む、また、通常、食品添加物は除かれる、と定義されている。

**仮議題 6．食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案**

(経緯)

CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物の INS に関するガイドライン (CXG 36-1989) を策定している。なお、当該ガイドラインに掲載されている食品添加物には、JECFA の評価を受けていないものも含まれている。

今回会合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった INS 番号の変更又は追加について、電子作業部会における検討結果に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

<sup>5</sup> 第 52 回 CCFA 対処方針 (第 96 回コーデックス連絡協議会資料 11 ページ) 及び第 52 回 CCFA 報告 (第 97 回コーデックス連絡協議会資料 48 ページ)

適宜対処したい。

#### 仮議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2021/81-FA に対する回答)

(経緯)

CCFA は毎回、各国からの提案をもとに、データの提供可能性等を考慮して JECFA による評価のための食品添加物の優先リストを作成している。

今回合会では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった食品添加物及び加工助剤、香料について、JECFA による評価のための食品添加物の優先リストに掲載すべきか議論する予定である。

(対処方針)

JECFA による評価のための食品添加物への追加及び変更にあたって必要な情報が提供されており、JECFA にデータが確実に提供されるもののみが当該リストに含まれるよう適宜対処したい。

なお、我が国より、Gardenia (genipin) blue、Protease From Bacillus amyloliquefaciens について、JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの掲載依頼を行っている。

#### 仮議題 8. GSFA 食品分類及び FoodEx2 データベースのマッピングに関する討議文書

(経緯)<sup>6</sup>

第 89 回 JECFA 会合の結果、ショ糖脂肪酸エステルの暴露評価に関連し、より精密な評価をするため Foodex2 と GSFA のマッピングテーブル等を提出することが勧告された。前回合会において、マッピングテーブルの討議文書を、カナダ、オーストラリア及び日本が共同著者として作成することになった。

(対処方針)

日本は本討議文書の共著者であり、各国の意見を聴取の上、適宜対処したい。

#### 仮議題 9. FC 01.1.1 “流動食用牛乳 (プレーン)”におけるクエン酸三ナトリウムの使用に関する食品添加物条項についての討議文書

(経緯)

第 42 回 CAC は、食品分類 01.1.1 (乳 (プレーン)) に対するクエン酸三ナトリウム

<sup>6</sup> 第 52 回 CCFA 報告 (第 97 回コーデックス連絡協議会資料 71 ページ)

(INS 331(iii)) に関する条項を採択せず、CCFA で再検討するよう条項案を差し戻した。

本件に係る議論の中で、一部の加盟国（ブラジル等）は、乳（プレーン）に対する INS 331(iii) の使用については技術的正当性が説明されていることを理由に、当該条項案の採択を支持した。他方、別の加盟国（ウガンダ等）は技術的正当性に関する情報が不十分であり、INS 331(iii) の使用によって乳（プレーン）の性質が変わり、消費者に誤解を与える恐れがあること（食品添加物に関する一般規格（CXS 192-1995、GSFA）の前文に反すること）や、乳製品用語の使用に関する一般規格（CXS 206-1999）における乳の定義との不整合等を理由に、当該条項案の採択に反対し、当該条項案を現在のステップに留め置くこと及び下記事項について合意した。

(i) 食品分類 01.1.1 に対するクエン酸三ナトリウム（INS 331(iii)）の使用の技術的正当性及び使用濃度に関する情報の収集のため、コーデックス事務局から回付文書を発行すること。

(ii) ブラジルが、上記回付文書への回答を踏まえて、討議文書を作成すること。また、透明性の観点から、回付文書への回答として提出された意見について、討議文書の附属文書等として公表することとされた。

(対処方針)

適宜対処したい。

なお、第 52 回会合の際、我が国の関係業界からは、食品分類 01.1.1 におけるクエン酸三ナトリウムの使用実態はないと報告されている。<sup>7</sup>

## **仮議題 10. ワイン製造における特定の食品添加物の使用に関する討議文書**

(経緯)

第 45 回会合から、食品分類 14.2.3「ブドウ酒」とそのサブカテゴリーにおける「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」の使用に関し、食品添加物条項案の作成等について検討が行われた。これらの食品添加物の使用について、「ワインの本質的な特性を変えるものであってはならないこと、ワインの構成を大きく変えるものであってはならないこと」という一般的な考え方に関しては、各国間で概ね合意が得られたものの、その最大使用量については、国際ぶどう・ぶどう酒機構（OIV）で設定された基準値を参照する注釈を付けることに関し、各国の意見が対立し合意に至ることができなかった。このため、第 49 回会合において、部会は、食品添加物条項案を現在のステップに留め置き、検討を中止することに合意した。

前回の第 52 回会合では、チリから次回の第 53 回会合において本議論の再開を提案する討議文書が提示されたが、議長からは、過去の議論で合意されなかった注釈部分について解決策が提示されておらず、討議文書の更新が必要である旨指摘があった。この議長等からの指摘を踏まえ、部会は、チリを著者、米国及びEUを共同著者とし

<sup>7</sup> 第 52 回 CCFA 対処方針（第 96 回コーデックス連絡協議会資料 6 ページ）

て討議文書の更新案を作成することに合意した。

今次会合における討議文書では、GMP とされるワイン製造に使用される食品添加物の最大使用量に関し、OIV で設定された基準値を参照する注釈を付けることについて、以下の2つの案が示されている。

(1) GMP とされるブドウ酒における食品添加物の最大使用量については、(i) ワインの本質的な特性を変えるものであってはならない、(ii) ワインの構成を大きく変えるものであってはならない。なお、コーデックス加盟国は OIV におけるワイン醸造規範と一致するよう、最大使用量を規定する場合がある。

(2) GMP とされるブドウ酒における食品添加物の最大使用量については、(i) ワインの本質的な特性を変えるものであってはならない、(ii) ワインの構成を大きく変えるものであってはならない。なお、GMP を設定する際、コーデックス加盟国は OIV におけるワイン醸造規範の規定を参照する場合がある。

(対処方針)

注釈を含め適切な食品添加物条項が策定されるよう、適宜対処したい。

## **仮議題 11. その他の事項及び今後の作業**

(経緯)<sup>8</sup>

第 44 回総会にて、中国から、酵母の規格に関する新規作業提案をどの部会に提案すべきか第 81 回執行委員会にアドバイスを求めたところ、事務局より CCFA に提案すべきと勧告された旨説明があった。これを踏まえ、今次会合に、中国から酵母の規格に関する新規作業提案の討議文書が提出された。

(対処方針)

現時点までのところ、国内の酵母関係業界からは、国際的に統一された規格がないことによる貿易上の問題は特段生じていない旨報告を受けており、規格策定の必要性について疑問があることから、作業開始には慎重な立場で対応したい。

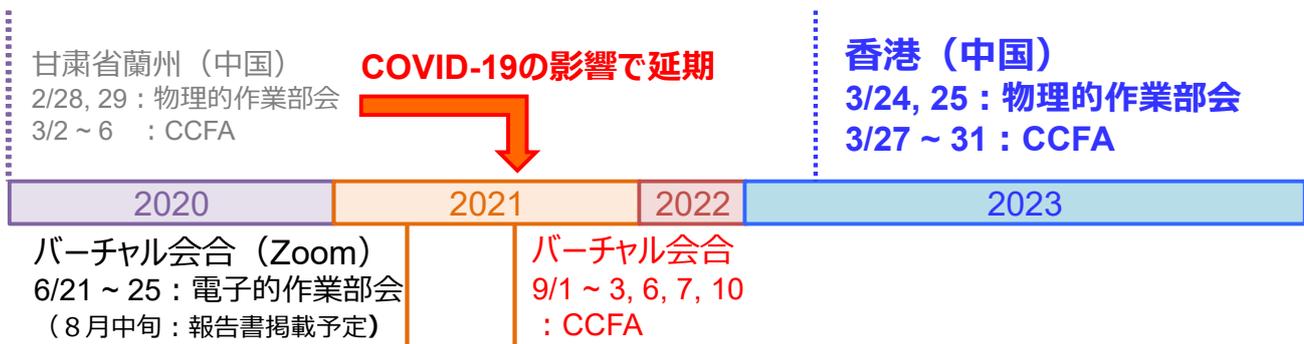
しかしながら、多くの国が作業開始を支持し、作業が開始される場合には我が国の酵母製品の生産、流通及び貿易に影響が生じないよう対処したい。

<sup>8</sup> 第 44 回コーデックス総会報告 (第 98 回コーデックス連絡協議会資料 54 ページ  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/98-2.pdf>)

# コーデックス委員会 第53回食品添加物部会について

## 食品添加物部会（CCFA）①

- ホスト国（議長国）：中国
- 最近の開催状況：2019年3月（山東省済南）、2021年9月（バーチャル会合）



- ・ COVID-19の影響で2020年3月の開催を延期  
→作業部会等での検討を継続・追加の検討を実施
- ・2021年6月に電子的作業部会（EWG）を開催
- ・2021年9月にCCFAのバーチャル会合を開催（本部会のバーチャル会合は初）
- ・**2023年3月に4年ぶりの現地会合（香港）を開催**



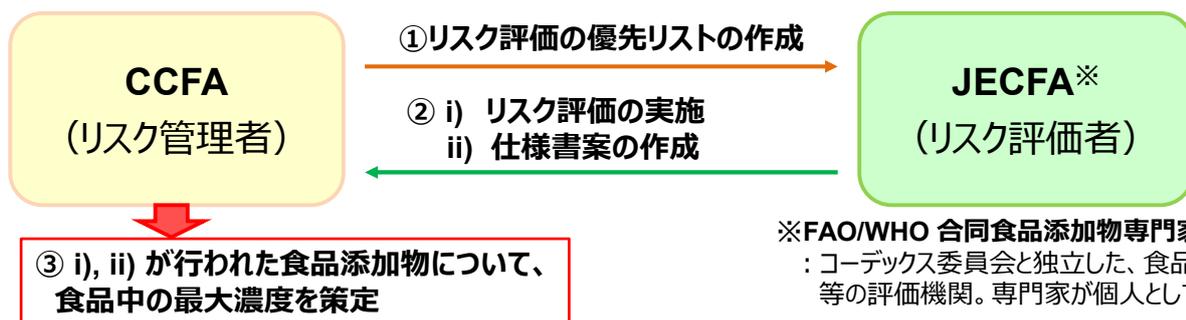
- CCFA の Terms of Reference (TOR)
  - a. **食品添加物の食品中の最大濃度**の設定／承認
  - b. リスク評価の優先リストの作成
  - c. **食品添加物の機能分類**の指定
  - d. **食品添加物の仕様書**の勧告
  - e. **食品中の食品添加物の分析法**の検討
  - f. 食品添加物の**表示に関する事項など関連する規格**の検討

3

## 食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス①



- CCFA におけるリスクアナリシス



### 【リスク評価の優先リスト】（関連する主な議題：議題7）

- CCFAは会合毎に、各国からの提案に基づき、JECFAにリスク評価を依頼する物質を選定し、リスク評価の優先リストを作成

### 【基本的な対処方針】

- JECFAによる評価に必要なデータ等の提供可能性が確認されたもののみが当該リストに含まれるように対応

4

## 食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス②

### 【食品添加物のリスク評価】（関連する主な議題：議題3(a)）

- JECFAにおいて、**毒性評価**（許容一日摂取量（ADI）の設定）・**暴露評価**（1日当たりの摂取量を推計）・**リスク評価**（ADIと推定摂取量の比較から、人の健康影響の有無を判断）を実施
- 評価に必要なデータ等が不足している場合は、追加データの提出等について勧告

### 【食品添加物の仕様書案】（関連する主な議題：議題3(b)）

- JECFAにおいて、食品添加物の**同一性及び純度に関する仕様書**の原案を作成（作成される仕様書は、最終的にコーデックスの仕様書としてコーデックス総会が採択）

### 【基本的な対処方針】

- JECFAでリスク評価、仕様書原案の作成が行われた食品添加物については、コーデックス基準等に適切に反映されるよう対応
- データ提出等の勧告がなされた食品添加物については、適切なデータの収集・提供等がなされ、JECFAで必要な検討が十分に行われるよう対応

5

## 食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）

### 【GSFA】（関連する主な議題：議題5(a)~(f)）

- 食品添加物、ADI等の用語の定義、食品添加物使用の一般原則、食品へのキャリーオーバーの適用条件、**食品添加物ごとの食品中の最大濃度**等（食品添加物条項）を規定
- Codex規格の一つであり、**SPS協定上の国際規格**  
⇒加盟国での**規格策定時に整合する必要がある**  
（より厳しい規格を策定する場合、科学的正当性の証明が必要）
- コーデックスにおいて、食品添加物について**唯一の参照すべき基準**
- 食品添加物条項は、JECFAの評価結果を基に、各国・関連するコーデックス部会等から提供された情報を踏まえて、**使用が正当と確認されたもの**について規定

### 【基本的な対処方針】

- 各国・関連部会等から提供された情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう対応
- 我が国から技術的正当性等の情報を提出した食品添加物については、提供した情報に基づいて食品添加物条項が策定されるよう対応

6



### 【GSFAの構成】

#### ①前文

対象範囲、用語の定義、食品添加物使用の一般原則等を記載

(例：食品添加物の定義)

1. 通常はそれ自体は食品／食品原材料でない
2. 食品の製造等において目的をもって意図的に添加する
3. それ又はその副産物が食品に残留し、食品の特性に影響する
4. 汚染物質・栄養目的で添加するものは含まない

#### ②付属文書

A 食品中の最大濃度検討のためのガイドライン

B 食品分類システム\*一覧表

\*国際的に流通する全食品を分類。最大濃度の規定に使用

C コーデックス食品規格と食品分類システムの相互参照表

#### ③食品添加物条項

表1～3, 表3の付表

7



### 【食品添加物条項の構成】

表1 食品添加物の名称の順に、食品分類ごとの最大濃度等を掲載

表2 食品分類の順に、食品添加物ごとの最大濃度等を掲載

※JECFAでグループとして評価された品目群は、グループとして規定

表3 適正製造規範（GMP）下で使用が許容される食品添加物  
(食品添加物の名称の順)

←JECFAが「ADIを特定しない」と評価した場合に掲載

表3の付表：表3に掲載された食品添加物であっても、必ずしも

GMP下での使用が許容されない食品分類の表

(使用には表1, 2に最大濃度等の規定が必要)

### 【食品添加物条項の主な記載事項】

(1) 機能分類 (例：着色料、乳化剤など)

(2) 食品中の最大濃度 [表1・2]

(3) 国際番号システム (INS) の番号

8

## GSFAと個別食品規格の整合①

### 【個別食品規格の食品添加物条項】（関連する主な議題：議題4(a)）

- **個別食品規格における食品添加物（加工助剤を含む）の条項は、全てCCFAの承認を受ける**ことが必要（コーデックス手続きマニュアルに規定）
- CCFAは、JECFAの評価結果に照らして、食品添加物条項案が妥当か否かを検討
- 該当食品への食品添加物使用の正当性は、各規格を検討する部会が検討

(参考) 個別食品規格の基本フォーマット

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1. 規格の名称          | 6. 汚染物質規格      |
| 2. 範囲             | 7. 衛生規格        |
| 3. 食品の定義          | 8. 重量          |
| 4. 必須構成成分及び品質規格   | 9. 表示          |
| <b>5. 食品添加物規格</b> | 10. 分析・サンプリング法 |

### 【基本的な対処方針】

- 個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち、承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFAで承認されるよう対応

9

## GSFAと個別食品規格の整合②

### 【GSFAと個別食品規格の整合】（関連する主な議題：議題4(b)）

- GSFAと個別食品規格の食品添加物条項には不整合がある
  - 理由1：GSFAの食品分類は、個別食品規格がカバーしていない食品を含む
  - 2：個別食品規格の対象食品に、GSFAの複数の食品分類を含む場合がある
  - 3：個別食品規格の策定時期が古い

⇒CCFAにおいて**WGを設置して、両者の整合をとるために作業中**

(例A：個別食品規格から個々の添加物の記載を削除し、GSFAを参照する文章を追加)

B：個別食品規格で使用が認められていない食品添加物に対して、GSFAの表に「該当規格の対象食品を除く」旨の注釈を追加)

### 【基本的な対処方針】

- GSFAを「食品添加物について唯一の参照すべき基準」とするため、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項が整合するよう対応

個別食品規格：ミルクパウダーとクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）

Anticaking agents	
170(i)	Calcium carbonate
341(iii)	Tricalcium phosphate
343(iii)	Trimagnesium phosphate

※Maximum level : 10 000 mg/kg singly or in combination

GSFA : 表 1, 表2

Example: Calcium carbonate (INS 170(i))

Table 1

Food No.	Category	Food Category	Max Level	Notes	Recommendations
01.5.1		Milk powder and cream powder (plain)	GMP	C207, D290, E290	Adopt

Table 2

Additive	INS	Max level	Notes	Recommendation
Calcium carbonate	170(i)	GMP	C207, D290, E290	Adopt

・C207 個別規格（CXS207-1999）乳製品およびクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）に準拠した製品に使用する場合を除く。という**注釈を追加**

C207 Except for use in products conforming to the Standard for Milk Products and Cream Powder (CXS 207-1999): bone phosphate (INS 542), calcium carbonate (INS 170(i)), calcium dihydrogen phosphate (INS 341(i)), calcium hydrogen phosphate (INS 341(ii)), calcium silicate (INS 552), magnesium carbonate (INS 504(i)), magnesium dihydrogen phosphate (INS 343(i)), magnesium hydrogen phosphate (INS 343(ii)), magnesium oxide (INS 530), magnesium silicate, synthetic (INS 553(i)), silicon dioxide, amorphous (INS 551), talc (INS 553(iii)), tricalcium phosphate (INS 341(iii)) and trimagnesium phosphate (INS 343(iii)), singly or in combination for use as anticaking agents only at 10,000 mg/kg.

## 食品添加物の国際番号システム（INS）

### 【INS】（関連する主な議題：議題6）

- ・各国で使用されている**食品添加物に番号を付け**、機能分類・技術的目的とともにリスト化（関連ガイドライン（CXG 36-1989）に掲載）
  - ※JECFAで未評価／GSFAに未掲載の食品添加物も含む
- ・番号は食品添加物の機能分類に応じて付与（例：着色料 → INS番号100～199）
- ・各国からの提案に基づき、食品添加物、機能分類等の追加・修正を実施

（リストの改訂例：下線部を追加）

INS No.	Name of food additive	Functional class	Technological purpose
163(xi)	<u>Butterfly Pea Flower Extract</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
183	<u>Jagua (genipin-glycine) blue</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
301	Sodium ascorbate	Antioxidant_ <u>Flour treatment agent</u>	Antioxidant <u>flour treatment agent</u>

食品添加物の追加

機能分類・技術的目的の追加

### 【基本的な対処方針】

- ・各国の提案内容に基づき、適切なリストが作成されるよう対応。



## FAO/WHO 合同食品規格計画 第 16 回食品汚染物質部会 (CCCF)

- 日時：【本会合】 2023 年 4 月 18 日（火）午後～21 日（金）（物理的会合）  
 【報告書採択】 4 月 26 日（水）（バーチャル会合）  
 【会期前作業部会（バーチャル会合）】 4 月 11 日（火）～12 日（水）
- 汚染物質のコーデックス規格に関するレビュー（仮議題 14）
  - JECFA 評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業（仮議題 15）
  - JECFA における汚染物質の評価の優先リスト（仮議題 16）
  - 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス（仮議題 12）
  - 特定の食品群中の鉛の最大基準値（仮議題 5）
- 【会期前作業部会（物理的会合）】 4 月 17 日（月）～18 日（火）午前
- 特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンのためのサンプリングプラン（仮議題 7）
  - CCCF の今後の作業計画：CCCF が今後作業を行う主要食料と汚染物質の組合せに関するレビュー（仮議題 13）
- 【サイドイベント】 4 月 18 日（火）午前  
 展望：食品及び飼料の安全性に関する新たな問題に関する調査  
 開催地：ユトレヒト（オランダ）

### 仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
<b>産業由来、環境由来の汚染物質及び天然由来の毒素</b>	
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4 及びステップ 7）
<b>毒素</b>	
6	キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（ステップ 7）
7	特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンのためのサンプリングプラン（ステップ 4）

8	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）
9	ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン（ステップ4）
<b>討議文書</b>	
10	シガテラ中毒の防止又は低減に関する討議文書
11	ピロリジジンアルカロイド類に関する討議文書
<b>一般事項</b>	
12	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
<b>今後の作業</b>	
13	CCCF の今後の作業計画 ・CCCF が今後作業を行う主要食料と汚染物質の組合せに関するレビュー
14	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
15	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業
16	JECFA による汚染物質の評価の優先リスト
<b>その他</b>	
17	その他の議題
18	次回会合の日程及び開催地
19	報告書の採択

（情報文書）

本部会における汚染物質及び毒素に関する議論の経緯や毒性評価の概要、現存及び作業中の最大基準値など各種情報を収載した、部会中に参照・使用するための作業文書（CF/16 INF1）（日本がオランダと共同作成）

## 第 16 回食品汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題

日時：本 会 合 2023 年 4 月 18 日（火）午後～21 日（金）（物理的会合）  
 報告書採択 2023 年 4 月 26 日（水）（バーチャル会合）  
 作業部会 2023 年 4 月 11 日（火）～12 日（水）（バーチャル会合）  
 作業部会 2023 年 4 月 17 日（月）～18 日（火）午前（物理的会合）  
 サイドイベント 2023 年 4 月 18 日（火）午前  
 開催地：ユトレヒト（オランダ）

主要議題の検討内容（令和 5 年 3 月 10 日時点の情報に基づく暫定版）

### 仮議題 1. 議題の採択

（対処方針）

仮議題を本会合の議題として採択するものである。新規提案議題がある場合には、適宜、対処したい。

### 仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

第 45 回総会（CAC）からは、最終採択及び予備採択された規格についての報告と、十分なデータがある場合には 3 年以内にすべての総アフラトキシンに関する最大基準値（ML）のレビューを行うこと、いかなる場合でも 5 年以内にレビューを行うことが要請されたことが報告される予定。第 83 回執行委員会（CCEXEC）からは、コーデックスの 60 周年に際して、それを記念する地域行事の実施の推奨や、科学の役割に関する原則文の適用、コーデックスの将来、新たな食料源及び生産システム、コーデックス規格の使用の監視等への作業や回付文書への返信を含む積極的な関与が要請される予定。その他部会における CCCF 関連事項の報告事項として、第 22 回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）からの魚貝類中の無機ヒ素の ML の新規設定要請、第 16 回北アメリカ・南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）からの JECFA の優先評価リストにスコポレチンの評価の維持要請があったことが報告され、これらについては仮議題 16 において議論される予定である。

（対処方針）

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

### 仮議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

（経緯）

本部会に関連する以下の FAO 及び WHO の活動や作業が報告される。

- 前回 CCCF 会合以降の JECFA 会合及び今年の会合予定
- ダイオキシン及びダイオキシン様物質に関する WHO の専門家会合における毒性等価係数（TEF）の見直しと成果の公表予定及びリスク評価結果への影響の見直し

- 科学的助言の依頼への対応
- 世界的な食品消費量データベースと、各国がリスクアナリシスの目的でデータを作成し利用する国の支援のための継続的な活動
- FAO が発行する「食品安全の未来像」  
また、本部会に関連するその他の事項として以下の事項が報告される予定。
  - 食品安全と食品援助
  - 二枚貝監視のための FAO の作業
  - 有害藻類ブルーム（HAB）発生に関する早期警告システム
  - マイクロプラスチック
  - 魚食のリスク・ベネフィット解析
  - 海藻類と食品安全
  - FAO 戦略枠組み（2022–2031）における食品安全の戦略的優先度
  - 飲料水中のマイクロプラスチック
  - WHO 食品安全世界戦略
  - 食品由来疾病の負荷推計

（対処方針）

各報告事項を聴取した上で適切に対処したい。

#### 仮議題 4. その他の国際機関からの関心事項

（対処方針）

現時点では資料未着である。国際機関からの報告に適宜対処したい。

#### 仮議題 5. 特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4 及び 7）

（経緯）

第 13 回 CCCF（2019 年）において、鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定する新規作業を第 42 回 CAC において承認。

直接消費用乳幼児用調理済み食品の ML 原案については、前回部会で、栄養学的に重要であるが鉛濃度が高い食材（例えば根菜など）も存在しており、そのような食材を使用した品目には、ML の適用除外や別の ML を設定する必要がある可能性があるとの指摘があり、第 45 回 CAC でステップ 5 で予備採択され、ブラジルを議長国とする電子作業部会（EWG）において、引き続き検討が行われた。その結果、EWG からは穀類を含む乳幼児用調理済み食品では、予備採択された ML 案（0.02 mg/kg）では違反率が 5% を超える可能性があることが報告された。予備採択された ML 案（0.02 mg/kg）を最終採択する案、予備採択された ML 案よりもわずかに高い代替案（0.03 mg/kg）を ML 案とする案、穀類を含む乳幼児用調理済み食品を ML の適用対象から除外した上で予備採択された ML 案（0.02 mg/kg）を採択する案の 3 案が提案されている。

また、前回部会で精製糖及び白砂糖よりも高い ML が望ましいとされた、粗糖及びブ라운シュガーの ML 原案については、EWG から遠心分離されていない砂糖類を含めた上で、精製糖の ML（0.1 mg/kg）よりわずかに高い ML 原案として 0.15 mg/kg が提

案されている。

	品目	ML (mg/kg)	適用部位	注釈/備考
案 1	直接消費用乳幼児用調理済み食品	0.02	製品全体	関連する個別食品規格は、CXS 73-1981 である。ML は乳児（12 か月以下）及び幼児（12 か月から 36 か月）を対象としたすべての直接消費用の調理済み食品に適用される。
案 2	直接消費用乳幼児用調理済み食品	0.03	製品全体	関連する個別食品規格は、CXS 73-1981 である。ML は乳児（12 か月以下）及び幼児（12 か月から 36 か月）を対象としたすべての直接消費用の調理済み食品に適用される。
案 3	直接消費用乳幼児用調理済み食品（穀類を含むものを除く）	0.02	製品全体	関連する個別食品規格は、CXS 73-1981 である。ML は乳児（12 か月以下）及び幼児（12 か月から 36 か月）を対象とした、穀類を含む製品を除く、すべての直接消費用の調理済み食品に適用される。

品目	ML (mg/kg)	適用部位	注釈/備考
ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖	0.15	製品全体	ML は、ソフトブラウンシュガー、粗糖、遠心分離されていない砂糖に適用される。関連する食品規格は CXS 212-1999 である。（遠心分離されていない砂糖は、panela、mascavo を含む。）

(注釈) panela, mascavo: いずれもサトウキビの蔗汁から生産される非精製、非遠心分離の砂糖、地域によって呼称が異なる。

#### (対処方針)

食品中の鉛の ML の新規設定については、最新の実態調査データと ALARA の原則（食品中の汚染物質を“無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき (as low as reasonably achievable)” という考え方）に基づいて、消費者、特に乳幼児や子どもの健康保護と食品の安定供給のバランスをとり、国際的に適切な水準に設定されるべきとの方針で対処したい。

直接消費用の乳幼児用調理済み食品に関しては、穀類を（わずかでも）含む製品を除外することは市場に流通する食品の大半が適用除外になること、コーデックス委員会はドライタイプの製品が主である乳幼児用穀類加工品の ML として 0.02 mg/kg を採択済みであること、国内関係業界団体のヒアリングにより国内で流通するウェットタイプの製品中の鉛濃度は 0.02 mg/kg より低いとの情報を得ていることを考慮すれば、わが国としてはすべての直接消費用乳幼児用調理済み食品を対象に、予備採択された ML 案の 0.02 mg/kg を適用する案（上記の案 1）を支持することとしたい。

## 仮議題 6. キャッサバ及びキャッサバ加工品中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (ステップ 7)

(経緯)

第 13 回 CCCF (2019 年) で新規作業に合意し、第 42 回 CAC で承認。前回会合では、実施規範原案をステップ 5 に進めることに合意し、第 45 回 CAC で予備採択された。ナイジェリアを議長、ガーナを共同議長とする EWG を再設置し、本会合での最終化に向けて実施規範案の改訂作業が行われた。EWG からは実施規範について第 46 回 CAC での最終採択に進めることが提案されている

(対処方針)

実施規範案に関して、EWG 内でさらなる改訂と情報の充実が行われたところであり、最終採択を支持するとの立場で対処したい。

## 仮議題 7. 特定の穀類及び穀類加工品 (乳幼児用食品を含む) 中の総アフラトキシンのためのサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

前回会合で特定の穀類及び穀類加工品 (乳幼児用食品を含む) 中の総アフラトキシンの最大基準値原案に合意し、第 45 回 CAC にステップ 5/8 での最終採択が図られた。(詳細は仮議題 2 参照)

前回会合では、サンプリングプランの合意には至らず、引き続きブラジルを議長国とする EWG において、デオキシニバレノール (DON)、フモニシンのサンプリングプランとの整合の観点からトウモロコシ穀粒及び加工品、乳幼児用穀類加工品中のアフラトキシンのサンプリングプランの検討を行うとともに、分析法の性能規準の検討を行うためにアフラトキシンの 4 分子種 (AFB<sub>1</sub>、AFB<sub>2</sub>、AFG<sub>1</sub>、AFG<sub>2</sub>) の比率に関する情報、コメや穀類のサンプリング法や分析法に関する情報を回付文書を通じて収集することとなった。

わが国からも、輸入時に違反となったトウモロコシ穀粒の総アフラトキシンの分子種の比率や分析法に関する情報提供を行った。

ブラジルを議長国とする EWG から、以下のサンプリングプラン及び分析法の性能規準が提案されている。

- 加工向けトウモロコシ穀粒の試験室試料の重量を 5 kg、分析試料の重量を 25 g とし、ソルガム、玄米、精米についても同様とすること。
- トウモロコシの粉、セモリナ、フレーク及び乳幼児用穀類加工品については、DON、フモニシン類のサンプリングプランと同様 (試験室試料の重量 1 kg) とすること。
- 分析法の性能規準は、分子種の存在比が AFB<sub>1</sub>:AFB<sub>2</sub>+AFG<sub>1</sub>+AFG<sub>2</sub>=50:50 であるとの仮定の下で、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) が策定した「分析対象成分が複数存在し総量を求める分析法に関するクライテリアアプローチについてのガイダンス」の考え方に基づく分析法の性能規準を各対象品目ごとに設定すること。

(対処方針)

EWG 提案のサンプリングプランはより現実的に実施可能なプランであり、これを支持して差し支えないとの立場で対処したい。

#### 仮議題 8. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシンの防止低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、3 年後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF で、インドを議長国とする EWG を再設置し、新たに収集した実態調査データに基づいて ML 原案を含む討議文書の策定に合意した。前回会合では、議論が平行線のままで ML 原案の合意には至らず、ステップ 2/3 に戻して、インドを議長、セネガルを共同議長とする EWG において、新たな直接消費用の落花生の ML 原案及び加工向け落花生のサンプリングプランと同様の原理に基づく直接消費用落花生のサンプリングプラン案を作成することとなった。

EWG の議長国のインドからは、地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム (GEMS/Food) の管理者から直接消費用落花生のデータとして 250 点のみが提供され、かつ、インドが提出した約 8800 件のデータがインドによる報告単位に間違いがあった結果として管理者に外れ値として削除されていたこと、ほかの地域の約 100 点のデータも検出限界 (LOD) が高いことを理由に管理者により削除されていたことが判明したため、本部会に向けてのデータの解析ができなかったことが報告されている。その上で、加盟国が 2019 年以降の直接消費用落花生中の総アフラトキシンのデータを提出することや上記の削除されたデータを再提出した上で、来年の第 17 回 CCCF に向けて EWG が討議文書を作成することが提案されている。

(対処方針)

アフラトキシンの暴露はできるだけ小さくすることが望ましいことから、ALARA の原則に基づいて適切な ML を設定すべきとの立場で対処したいが、本作業は再三の延長を行い作業期限である 2023 年を既に迎えている。そのため、今次会合での最終化の見通しが立たないのであれば、一旦、作業中止とすることも含めて検討すべきとの立場で対応したい。(その上で、GEMS/Food に提出されたデータのハンドリングの問題は仮議題 12 のガイダンスにおいて検討すること、将来、加工向け落花生中の総アフラトキシンの ML の改定を行う (仮議題 14 関連) 際に、併せて直接消費用落花生の ML 設定についての新規作業の検討を行うことなどを提案したい。)

#### 仮議題 9 ナツメグ、乾燥トウガラシ及びパプリカ、ショウガ、コショウ及びターメリック中の総アフラトキシ及びオクラトキシ A の最大基準値及び関連するサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 78-2017) を実行し、3 年後に新たな収集、提出された実態調査データに基づ

いて議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF (2021 年) で、インドを議長国とする EWG を再設置し、新たに収集した実態調査データに基づいて ML 原案を含む討議文書の策定に合意。前回会合では ML 原案の合意に至らず、ML 及びサンプリングプランをステップ 2/3 に戻し、インドを議長とする EWG において、前回会合でのコメント等を考慮して慎重にデータの解析を行い、新しい原案を作成することとなった。サンプリングプランについては、回付文書を作成して、サンプリングプランに関する情報の収集を行うこととなった。

EWG からは、新たに、乾燥トウガラシ、ナツメグの総アフラトキシン及びオクラトキシン A の ML 原案については、いずれも 20 µg/kg とすること、ショウガ、コショウ及びターメリックについては、総アフラトキシン及びオクラトキシン A の検出率が低いことなどを理由に ML を設定しないことが提案されている。

また、サンプリングプランについては、スパイス類がホールや粉など様々な形状で貿易されていることを考慮し、集合サンプルの重量を、粒径が大きいものは 20 kg、粒径が小さいものは 10 kg、粉状のものは 2 kg とすることなどが提案されている。

#### (対処方針)

我が国の輸入時においても、香辛料から規制値を大きく超える総アフラトキシンが検出されることがある。アフラトキシンの暴露はできるだけ小さくすることが望ましいことから、ALARA の原則に基づいて適切な ML を設定することが望ましく、適切な ML となるよう対処したい。

サンプリングプランについては、輸入時点において、より現実的に実施可能なプランとすることが望ましいとの立場で対処したい。

### **仮議題 10. シガテラ中毒の防止又は低減に関する討議文書**

#### (経緯)

前回会合において、FAO/WHO 専門家会合の成果について議論し、米国を議長、EU を共同議長とする EWG を設置し、FAO/IAEA/IOC-UNESCO の取組を踏まえ、シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範又はガイドラインの作成に関する討議文書を作成することに合意した。わが国からもシガテラ中毒の防止のための取組について EWG に情報提供を行った。

EWG からは以下の 4 点が提案されている。

- i. 実践規範の策定に関する新規作業を提案すべきか、または次回第 17 回会合での検討のために EWG が討議文書を改訂すべきかについて検討すること。実施規範に関する新規作業に合意が得られた場合は以下の点を検討すること。
- ii. 附属書 I の新規作業のプロジェクトドキュメントを確認すること。
- iii. 附属書 II に提案された実施規範のアウトラインを確認すること。
- iv. EWG を設置し、第 17 回会合での検討のため附属書 II のアウトラインに基づき、シガテラ中毒の予防及び低減のための実施規範原案を作成すること。

#### (対処方針)

実施規範等の作成に当たっては、適用可能な分析法や費用対効果等の観点から、国際

貿易においてシガテラ中毒の防止又は低減に実効性のある措置に焦点を当てる必要があるところ、引き続き EWG において討議文書の議論を深めるべきとの立場で対処したい。

## **仮議題 11. ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書**

(経緯)

第 14 回 CCCF (2021 年) で EU を議長とする EWG を設置し、CCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成することが合意されたが、前回会合までに EWG が開催されず、討議文書が作成されなかった。前回会合では、EU を議長とする EWG を再設置し、CCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成することになった。

しかし、再度、EWG が開催されておらず、現時点では資料が未着であり、詳細は不明である。

(対処方針)

EU に代わって新たに討議文書の作成を担うメンバー国が現れない限り、一旦、本作業は中断すべきとの立場で対処したい。

## **仮議題 12. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス**

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、汚染物質の ML の提案を行う EWG が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG (議長: EU、共同議長: 米国、オランダ、日本) を設置した。第 14 回 CCCF (2021 年) において、ML 策定作業における本ガイダンスの重要性を確認し、EWG を再設置して今次会合での完成に向けて作業を行うことに合意したものの、EWG が開催されず、第 15 回 CCCF (2022 年) の本会合の会期直前に、EU が議長を務めるバーチャルサイドイベントが開催され、日本をはじめとする共同議長からのインプットに基づき、ガイダンスの構造、盛り込むべきトピック及び今後の作業の方向性が議論された。

その結果、EU が議長を務め、日本、オランダ、米国が共同議長を務める EWG を再設置し、EWG に 3 つの分科会を作成し、ガイダンス案を作成することとなった。

パート 1 : データの収集、GEMS/Food への提出及び抽出に関する事項、パート 2 : データの選定、選別及び概要に関する事項、パート 3 : データの統計解析に関する事項の 3 つの分科会を設置して、共同議長がそれぞれの分科会の議長を務めること、分科会ごとに 2022 年 9 月～11 月の間にバーチャル作業部会を開催して、議論を行うこと等に合意した。

議長、共同議長で協議した結果、パート 1 を米国、パート 2 をオランダ、パート 3 を日本 (農水省・漆山、厚労省・山田友紀子博士の共同議長) が務めることになり、2022 年 10 月に各パートごとのバーチャル作業部会が開催され、共同議長において EWG メンバーからのコメント、情報を参考にしつつ、パートごとの原案を作成し、議長国である EU に提出した。

その後、EU が 3 つのパートの統合及び前文の作成などを行った上で、EWG で全体の

議論を行うこととなっていたものの、現時点では EWG に統合されたガイダンス案が提示されておらず、資料も未着であるが会期前作業部会で議論することが予定されている。

(対処方針)

本ガイダンスは ML 策定のための EWG 議長や EWG 参加メンバー向けの実践的な手引きとなる重要な文書であるにも関わらず、作業が予定よりも遅れているところである。今次会合でも、ML 策定を行っている EWG におけるデータの収集、解析における課題が浮き彫りになったところであり、共同議長国として、これ以上ガイダンスの作成が先送りすることなく、今次会合で一旦は最終化が図られるよう、会期前作業部会及び本会議を通じて、必要な対応を行うこととしたい。

### 仮議題 13. CCCF の今後の作業計画 (CCCF が今後作業を行う主要食品と汚染物質の組合せに関するレビュー)

(経緯)

前回会合では、ホスト国 (オランダ) が各国から提出されたコメントをとりまとめた討議文書を用意することができなかつたため、CCCF が今後作業する主要食品と汚染物質の組合せに関するレビューについて、オランダが 2022 年内にバーチャルワークショップを開催し、今後の進め方を第 16 回 CCCF に提案することに合意した。しかし、バーチャルワークショップが開催されず、現時点では資料も未着であるため、詳細が不明である。

(対処方針)

主要食品と汚染物質に関するリスク管理措置の必要性については、手続きマニュアルや食品及び飼料中の汚染物質及び毒素の一般規格 (CXS 193-1995, GSCTFF) に規定された原理原則に基づいて優先順位付けが行われるべきであり、部会全体の作業負荷も考慮すべきとの立場で対処したい。

### 仮議題 14. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

(経緯)

第 14 回 CCCF において合意したアプローチに従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格 (ML、GL、COP) について、改定 (改訂) の優先度が高いものを同定するためのレビューを 3 年間試行することとなったもの。

※アプローチの内容

1. 既存の汚染物質に関する ML および COP のうち、以下 A および B に該当するものの追跡リストを作成する。
  - A) 策定または直近の改定 (改訂) から 15 年以上及び 25 年以上が経過
  - B) 特定の時期に改訂することが、過去の CAC や CCCF で合意又は加盟国により提案
2. 追跡リストに掲載した ML および COP について、消費者の健康および貿易への影響の観点から作成した優先順位づけの規準 (表) に該当する情報・データの入手状況を考慮して、改定 (改訂) が必要なものを同定する。

表 追跡リストにおける優先順位づけの規準（下線：第 15 回 CCCF で追加を合意）

共通の規準	ML に関する追加の規準	COP に関する追加の規準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな含有実態データ</li> <li>・新たな経口摂取量データ</li> <li>・新たな健康影響に関する指標値</li> <li>・<u>主要食品</u></li> <li>・<u>途上国のニーズへの関連</u></li> <li>・<u>他の作業を考慮した効率性</u></li> <li>・<u>新規作業のリード立候補国の存在</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別食品規格の対象範囲の改訂</li> <li>・食品および飼料に関するコードックス分類（CXA4-1989）の改訂</li> <li>・ML による国際貿易の阻害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染防止・低減に関する新たな技術</li> <li>・既存の COP の対象範囲の拡大</li> <li>・類似の COP の改訂</li> </ul>

前回会合では、①前述の追跡リストをもとに、改定（改訂）が必要な規格の最優先リストを作成すること、②規格の追跡リストを維持・更新すること、③最優先リストには優先順位付けの規準が明確なもののみ掲載し、規準への合致が確認できないものは最優先リストから削除すること、④回付文書を通じて最優先リスト、追跡リスト、優先順位付けの規準にコメントを求めること、⑤引き続きカナダを議長国とする作業部会を今次会合前に開催し、回付文書に対して提出された意見・情報をもとに議論し、今次会合に対して提案すること等に合意した。

わが国からは、回付文書に対して、優先順位付けの規準に合致する規格についての情報や優先順位付けの規準に追加すべき事項、全体の優先順位の考え方等に関して、コメントを提出した。これらの各国コメントに基づいて修正された討議文書（未着）について、カナダを議長とする会期前作業部会において、検討が行われる予定である。

（対処方針）

優先順位付けの規準として列挙されているそれぞれの項目の意味が異なることから、これらの項目への合致数のみをもって、最優先リストに掲載されている複数の規格について、さらに明確な見直しの優先順位をつけるのは困難である。そのため、最優先リストのうち、実際に規格の改定（改訂）作業を行うべきかについては、該当する規準の根拠データ・情報をもとに、消費者の健康保護や食品の公正な貿易の確保への影響、実行可能性を考慮しつつ、手続きマニュアルや GSCTFF の ML 設定の規準への適合などを総合的に評価して判断することが可能となるよう、レビューのプロセスの改善に向けて必要な対処をしたい。

**仮議題 15. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業**

（経緯）

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した汚染物質、毒素に関して、本会合の会期前に開催される作業部会（議長：EU）で議論される予定。

前回会合では、トロパンアルカロイド類のフォローアップ作業については今次会合で議論することに合意した。

（対処方針）

フォローアップ作業が必要な汚染物質、毒素については、専門家会合で健康リスクが

無視できないとされたものを優先し、EWG を設置して討議文書を作成し、想定される作業に必要な情報やデータの利用可能性を整理すべきとの立場で対処したい。

### **仮議題 16. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト**

(経緯)

第 15 回 CCCF (2022 年) で作成した優先リストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、スコポレチンが収載されている。前回会合では、次回会合に向けて、EU からホモプシン類 (かび毒の一種) の関連情報を整理して提案が行われる予定となっていた。

コーデックス事務局が回付文書を通じて候補を募集した結果、インドネシアからエチレンオキシド及び 2-クロロエタノールをリストに追加する提案が提出されている。(なお、EU からはホモプシン類の追加提案は現時点では行われていない。)

本会合の会期前に開催される作業部会 (議長: 米国) で議論される予定。

(対処方針)

各国からの提案を聴取し、我が国へのインパクトなども考慮して適宜対処するとともに、新たに利用可能な情報、データがあれば情報提供したい。

(以下、省略)

**仮議題 17. その他の議題**

**仮議題 18. 次回会合の日程及び開催地**

**仮議題 19. 報告書の採択**